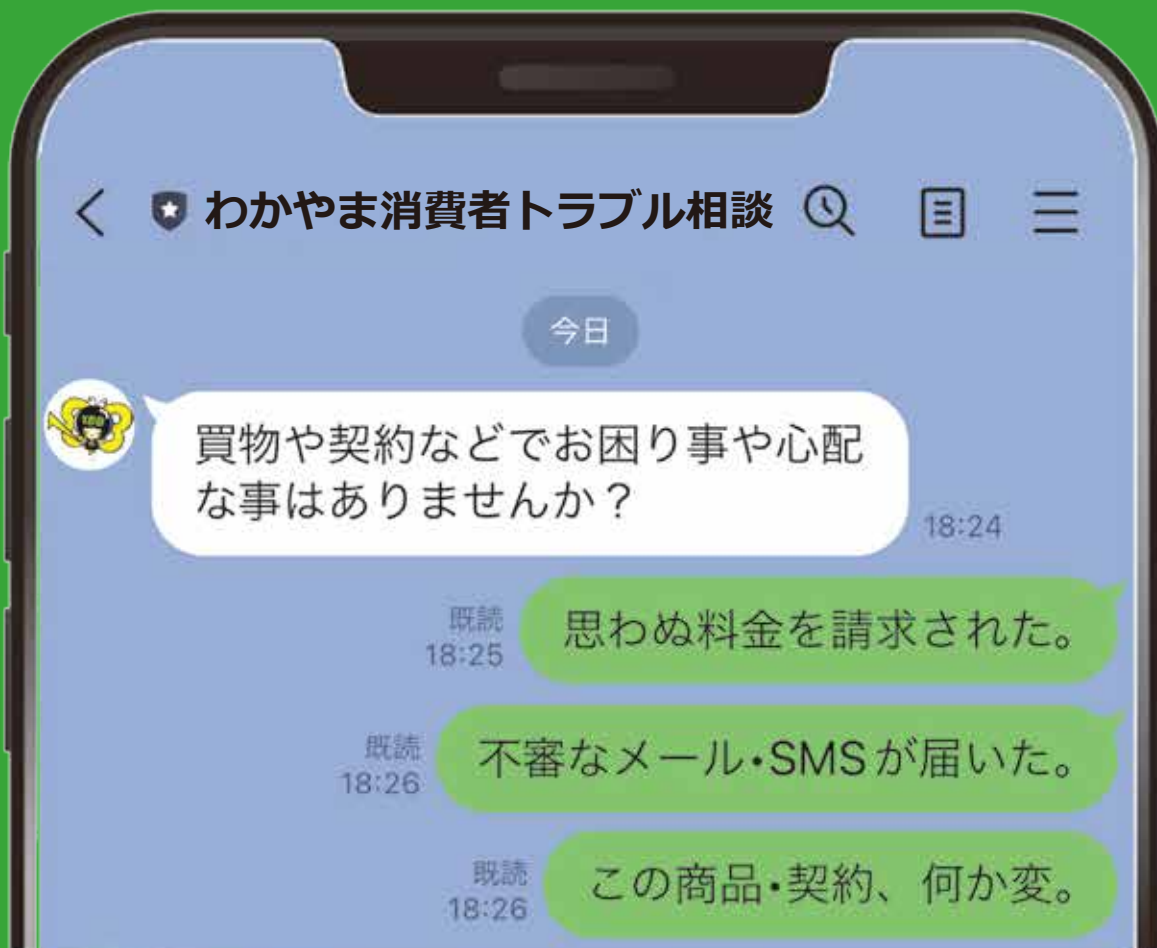


消費者トラブルは LINEで相談

相談
無料



わかやま消費者トラブルLINE相談

相談
方法

相談受付用LINE公式アカウント
を友だち登録してください



お気軽に
ご相談ください
消費生活相談員が
解決を支援します

期間

2021年**11月2日**（火）～2022年**1月29日**（土）
※ 月・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

時間

16:00～20:00【火・水・木・金・土曜日】

対象者

和歌山県内にお住まいの方

内容

消費者トラブル全般

消費者トラブル相談事例

解約したはずのモバイルデータ通信(Wi-Fi等)の通信料を払っていた



返金してもらえないの？

使用していたモバイルWi-Fiルーターが不要になり、解約することにした。契約してから数年経っているため、端末の分割支払金残額もなく、事業者の指示どおりにSIMカードを返却したため、解約できたと思っていたが、しばらくしてから気になり、クレジットカードの明細書を確認すると通信料を支払い続けていた。

宅配業者を装ったSMSが送られURLをタップしてしまった



そのままにしても大丈夫？

「配達に伺いましたがご不在でしたので持ち帰りました。下記よりご確認ください。」とURL付きのSMSが送られてきた。確認しようとURLをタップしたところ、何か表示されたが、すぐに戻ったので気にしなかった。その後、身に覚えのない電話がよくかかってくるようになった。

定期購入だと気付かず申し込んでしまった



解約できないの？

インターネット通販で、「お試し500円」と記載されていたダイエットサプリメントを1回きりのお試しのつもりで購入した。しかし、翌月にも同じ商品が届き、商品代金1万2000円の請求書が同封されていた。驚いて事業者にお問い合わせると「4回の購入が条件だ、それまで解約できない」と言われた。

ネット通販で購入した化粧品で危害を受けた



返品できないの？

インターネットやSNSで評判のまつ毛の美容液を、化粧品を販売するサイトで購入し使用したところ、まぶたが腫れた。事業者に連絡し返品したいと申し出たところ、「開封しているので返品できない」と言われた。

LINEの友だち追加から登録して
何でも気軽にご相談ください♪

ID: @sodan_wakayama



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

問合せ先

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号

TEL : 03-5614-0543 FAX : 03-5614-0743